

## 緊急情報放送設備の使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムふくやま（以下「乙」という。）とは、緊急情報放送設備の使用に関して次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、福山市における災害の発生を予防するとともに、災害による被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、台風、集中豪雨、地震、大規模火災、危険物の爆発その他の非常の事態をいう。
- (2) 「緊急情報放送」とは、第1条の目的を達成するために、甲の要請に基づき乙が必要と認めるときに、乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

### （運用）

第3条 緊急情報放送の運用に当たっては、乙の放送局としての編成権を尊重し、次に定める手順により実施するものとする。

- (1) 乙の有人時間（乙の番組編成により変動するが、概ね午前7時から午後7時までの間）
  - ア 甲は、ファクシミリ又は電話連絡により、乙が運用するスタジオあてに、緊急情報放送である旨を明示してその概要を送付する。
  - イ 乙は、緊急情報放送の概要を受信したときは、その内容を甲に確認したうえで、直ちに他の放送に優先してこれを放送する。第一報以降においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。
  - ウ 甲は、乙との協議により、放送中の番組に割り込み、緊急情報放送の訓練を行う。
- (2) 前号に掲げる時間以外の時間又は特別の事情によりスタジオが無人となる時間
  - ア 甲は、緊急情報放送を必要とすると認めるときは、乙の責任者に緊急情報放送の内容を連絡し、その了承を得たうえで、放送中の番組に割り込み、緊急情報放送を行う。
  - イ 甲は、緊急情報放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。
  - ウ 緊急情報放送による災害予想規模により乙の社員が出勤した場合は、乙から甲に直ちに連絡をとるものとし、その後は乙の有人時間とみなし、前号による放送に切り替え緊急情報放送を継続する。

### （緊急情報放送の結果の責任）

第4条 緊急情報放送を行った結果の社会に及ぼす影響については、甲、乙ともにその責任を負うものとする。

(費用の負担)

第5条 乙に設置する緊急情報放送設備の費用は乙の負担とし、その点検、更新などに要する経費もこれに準ずる。

2 甲が乙の放送中の番組に割り込むために使用する電話機の設置及び維持に要する費用並びに回線使用料は、甲の負担とする。

3 その他緊急情報放送に要する費用負担は、甲、乙が協議し決定する。

4 緊急情報放送の実施により、同時刻に予定していたコマーシャルが放送できなかったときは、乙と当該広告主との協議によりその解決を図るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議し決定する。

(協定の改定)

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改定することができる。

(協定の期間)

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から2001年3月31日までとする。

ただし、協定期間の満了の1か月前までに甲又は乙から異議申立てがない場合は、引き続き1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

2000年9月1日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 三好 章

乙 福山市西町二丁目10番1号  
株式会社 エフエムふくやま  
代表取締役社長 鈴木 康平